

平成17年 労働基準法及び労働安全衛生法

3 労働安全衛生法においては、機械等の労働災害防止に関して、「機械、器具その他の設備を し、製造し、又は輸入する者は、これらの物の 、製造又は輸入に際して、これらの物が使用されることによる労働災害の発生の防止 なければならない」旨の規定が置かれている。

選択肢

- | | | |
|---|---------------|-------------|
| ① 委託契約関係 | ② 請負契約関係 | ③ 基準 |
| ④ 雇用契約関係 | ⑤ 指針 | ⑥ 就業形態 |
| ⑦ 出退勤時刻又は入退室時刻の把握義務 | ⑧ 譲渡 | |
| ⑨ 設計 | ⑩ 設置 | ⑪ に資するように努め |
| ⑫ に配慮し | ⑬ のため必要な措置を講じ | |
| ⑭ 発注 | ⑮ 方針 | ⑯ 目安 |
| ⑰ 労働者の生命、身体及び健康を危険から保護すべき義務(いわゆる安全配慮義務) | | |
| ⑱ 労働時間の状況等の勤務状況を把握する義務 | | |
| ⑲ 労働時間を適正に把握するなど労働時間を適切に管理する義務 | | |
| ⑳ を図るように努め | | |